

令和5年度

新型コロナウイルス感染症の影響による 国民健康保険料の減免制度のお知らせ

新型コロナウイルスの影響により令和4年中の収入が減少した世帯等に対して、国民健康保険料（令和4年度分）の減免制度を設けております。次の要件のいずれかに当てはまる場合は、保険料が減免される場合があります。

減免要件

新型コロナウイルス感染症の影響により

- A：主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った場合
- B：主たる生計維持者の令和4年中の給与、事業収入等が減少した場合
(令和3年中と比べて3割以上の減少等)

要件に該当する場合は、申請書等を同封の返信用封筒で郵送してください。

申請書類

① **減免申請書**（申請書に必要事項を記入してください）



② **添付書類**（裏面をご参照ください）

お問い合わせ先

青葉区役所保険年金課	022-225-7211	若林区役所保険年金課	022-282-1111
宮城総合支所保険年金課	022-392-2111	太白区役所保険年金課	022-247-1111
宮城野区役所保険年金課	022-291-2111	秋保総合支所保健福祉課	022-399-2111
泉区役所保険年金課	022-372-3111		※全て代表電話になります

添付書類について

下記の書類の写しを、申請書に同封してください

A：主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った場合

死亡した場合

- ・死亡診断書
 - ・戸籍謄抄本 など
- 仙台市に死亡届を提出した場合は不要です

重篤な傷病を負った場合

- ・医師による診断書 など

B：主たる生計維持者の給与、事業収入等が減少（3割以上の減）した場合

※ 以下の条件をすべて満たす場合に限りです

- ・令和4年中の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入のいずれかが、令和3年中に比べて10分の3以上減少している（保険金、損害賠償等により補てんされるべき金額がある場合は収入に含める）
- ・令和3年中の所得の合計額が1,000万円以下である
- ・減少した給与、事業収入等に係る所得以外の令和3年中の所得の合計額が400万円以下である

給与収入の場合

- ・令和3年中の収入の確認：源泉徴収票 など
- ・令和4年1月以降の収入の確認：給与明細 など

事業収入の場合

- ・令和3年中の収入の確認：確定申告書（控）など
- ・令和4年1月以降の収入の確認：売上台帳 など

- ※主たる生計維持者が失業又は事業等を廃止した場合は、離職票、廃業届等についても同封してください
- ※保険金、損害賠償等により補填される金額がある場合は、その額が分かるものを同封してください
- ※複数の収入が減少した場合は、そのすべてについて添付書類を同封してください

「減少した収入」については、記入例をご覧ください。

なお、令和4年中の収入については、12月末までの収入の合計をご記入ください。

「収入減少事由記入欄」には、職業や職種、収入が減少した経緯を記入してください。

【記入例 1】

減少した収入【必須】 ※ 3割以上減少した収入を○で囲み、1年間の収入額を記載してください			
○給与・事業・不動産	令和3年 1月～12月の 収入(合計)	3,000,000円	令和4年 1月～12月の 収入(合計) 1,650,000円
上記以外の収入がある場合 給与・事業・不動産	令和3年 1月～12月の 収入(合計)	円	令和4年 1月～12月の 収入(合計) 円
収入減少事由記入欄【必須】 ※令和4年1月以降の収入状況等を記入してください			
新型コロナウイルス感染症の影響により、令和4年2月から勤務日数・収入が減少し月15万円の収入となった。			
その後、令和5年3月に退職し現在は求職中である。			

【記入例 2】

減少した収入【必須】 ※ 3割以上減少した収入を○で囲み、1年間の収入額を記載してください			
給与・○事業・不動産	令和3年 1月～12月の 収入(合計)	3,600,000円	令和4年 1月～12月の 収入(合計) 2,520,000円
上記以外の収入がある場合 ○給与・事業・不動産	令和3年 1月～12月の 収入(合計)	1,000,000円	令和4年 1月～12月の 収入(合計) 700,000円
収入減少事由記入欄【必須】 ※令和4年1月以降の収入状況等を記入してください			
新型コロナウイルス感染症の影響により、経営している飲食店の売り上げが3月から減少した。			
また、ホテル清掃のアルバイトをしているが、来客数が減少し、シフトが減らされたため収入が減少した。			

【減免の対象となる保険料について】

納期限が令和5年4月1日から令和5年11月30日までの保険料（令和4年度加入分に限り）が減免対象となり、減免割合は次のとおりです。

- ・主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った場合 ⇒ 対象保険料の全部
- ・給与、事業収入等の減少（3割以上の減）が見込まれる場合 ⇒ 前年合計所得に占める給与、事業収入等に係る所得の割合及び前年合計所得等に応じて定まっている割合

※減免される場合は、原則として減免申請書を受理した翌月中旬～下旬に保険料変更通知書をお送りしますが、多数の申請が予想されるため、通知が遅れる場合がありますので、ご了承ください。

※減免の対象外となる場合は、非該当である旨の通知をお送りします。

※非自発的失業に伴い保険料が軽減されている方は、減免の対象とならない場合があります。

詳しくは
仙台市の
webサイトを
ご覧ください

